

夏の定期預金 キャンペーン

期間 2017年6月1日(木) ▶ 8月31日(木)



窓口

期間中に、新規でお預入れの場合

1年定期 を 10万円以上 店頭表示利率 **プラス 0.03%**
(税引後 +0.0239055%)



下記のいずれかのお取引をいただいたお客さま

1 投信積立・外貨積立

毎月1万円以上の
新規ご購入または増額
(ai-moでのお申込み含む)

2 給与・年金

新規・指定替えの
お申込み

3 NISA・ジュニアNISA

NISA・ジュニアNISA
口座の新規開設または、
投資信託ご購入

4 iDeCo
(個人型確定拠出年金)

新規のお申込みまたは、
すでにご加入の
お客さま

店頭表示利率 **プラス 0.09%**
(税引後 +0.0717165%)

ATM / ai-mo (個人向) あわぎん インターネット・モバイルバンキング

店頭表示利率 **プラス 0.04%**
(税引後 +0.031874%) お預入れ期間は限定しません

キャンペーン内容		
ご利用いただける方	個人のお客さま ※新規でお預入れの場合に限らせていただきます。	
お預入れ金額	10万円以上1,000万円未満(1円単位)(ATM/aï-moは、1円以上1,000万円未満)	
お預入れ期間	1年(自動継続扱い)(ATM/aï-moは、全ての期間が対象となります)	
取扱予定総額	100億円(取扱予定総額に達した場合はキャンペーン期間の途中でも取扱いを終了します)	
対象商品	あわぎんスーパー定期・あわぎんスーパー定期300 ※期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立式定期預金は対象外です。	
お預入れ金利	対象商品の店頭表示利率にお取引内容に応じた利率が上乗せされます。 ※お預入れに際しては、お預入れ時点の店頭表示利率を窓口でご確認ください。 ※金利上乗せは新規でお預けいただいた初回の満期日までの適用とさせていただきます。 ※金利優遇対象取引を複数お申込みの場合でも、金利上乗せは最大0.09%となります。	
金利優遇 対象取引確認書類	投信積立・外貨積立	投信積立・外貨積立 各申込書等
	給与・年金振込指定	所属する会社等での給与振込口座変更届等、年金裁定請求書、年金支払機関変更届等
	NISA・ジュニアNISA	非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書等
	iDeCo	個人型年金加入申出書等(新規お申込みのお客さま)
ご留意点	「あわぎんグッドバランス」との併用はできません。 ジュニアNISA口座の定期預金金利優遇対象者は、ジュニアNISA口座名義人、親権者または2親等以内の親族(祖父母等)とします。	

ご留意事項(必ずお読みください)(円貨定期預金について)●中途解約された場合、お預入れ期間に応じた当行所定の中途解約利率が適用されます。●当行で取扱う円貨定期預金は預金保険制度の対象預金です。ただし、預金者1人あたり元本1,000万円までと当該預金利息が保護の対象となります。●新規口座開設の際は、本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)が必要となります。●当行で取扱う円貨定期預金(中途解約利率等)のくわしい商品概要は、窓口にご用意しております商品概要説明書をご確認ください。●お利息には20.315%の税金がかかります。(平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受取るお利息については、復興特別所得税として0.315%が追加課税されています)

(投資信託について)●投資信託に係るリスクについて、投資信託の基準価額は組入る有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。●その他のご留意点について、投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。投資信託は金融機関の預金と異なり、元本や分配金の保証はありません。また、利回り保証もありません。当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定および運用は投資信託委託会社が行います。個人のお客さまの場合、原則として満20歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。当行での投資信託のご購入または不購入が、お客さまの他のお取引(ご預金、ご融資等)に影響を及ぼすことはありません。投資信託のご購入に際しては、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補充書面」(契約締結前交付書面)の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。(「投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補充書面」(契約締結前交付書面)は、当行の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しております)投資信託における手数料等についても、事前に必ずご確認ください。**(外貨預金について)**●外貨預金は預金保険制度の対象ではありません。●外貨預金は、元本の保証はありません。●外貨預金の運用による損益は、外貨預金をお預入れのお客さまに帰属いたします。●外貨預金は、為替相場の変動により為替差損が生じ、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回る「為替変動リスク」があり、「元本割れ」が生じる可能性があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(通常、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円)がかかるため、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ります。●個人のお客さまの場合、原則として満20歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。●外貨定期預金は原則、中途解約はできません。やむをえず中途解約する場合は、解約における預入通貨の外貨普通預金の利率が適用されます。円を外貨にする際(預入時)、および外貨を円にする際(払出時)はそれぞれ為替手数料(1米ドルあたり片道1円・往復2円、1ユーロあたり片道1円50銭・往復3円、1オーストラリアドルあたり片道2円・往復4円)がかかります。お預入れならびにお引出しは、為替手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTS(預入時)・TTB(払出時)をそれぞれ適用します。●外貨現金でのお預入れ・お引出し、お引出し資金による外貨建送金、外貨建送金の受取資金によるご入金に際しては、それぞれ当行所定の手数料がかかります。(例えば外貨現金でのお預入れ、お引出しの場合、1米ドルあたり2円(最低2,000円)がかかります。手数料は通貨によって異なります)※外貨建送金については当行取扱窓口でご確認ください。●為替相場の関係上、米ドルの場合平日午前10時以降、他通貨の場合午前11時以降のお取引となります。●外貨預金は、マル優(非課税)のお取扱いはできません。くわしくは、外貨普通預金・外貨積立預金・外貨定期預金の契約締結前交付書面でご確認ください。外貨普通預金・外貨積立預金・外貨定期預金は窓口にご用意しています。※投資信託、外貨預金については、当行制定の勧誘方針に基づき、お客さま保護の観点から、お申込みをお断りする場合がございます。契約の、あらかじめご了承ください。また、金融商品取引法第37条の6(書面による契約解除)の規定の適用(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。**(非課税口座(NISA口座)について)**●NISA口座を開設しようとする年の1月1日現在で、満20歳以上の日本国内に住む方が対象です。●NISA口座の開設は1人1口座に限られ、同時に複数の金融機関に申し込むことはできません。(ただし金融機関の変更をする場合を除きます)●1年ごとにNISA口座を開設する金融機関を変更することができます。ただし、その年のNISA口座の利用がない場合に限ります。●当行で取扱いをしているNISA対象商品は株式投資信託です。●当行で取扱いをしている投資信託は全てNISA対象商品です。(税法上の株式投資信託のみ取扱っています)●NISA口座は、特定口座・一般口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。●NISA口座には非課税投資枠(年間120万円)が設定されており、一度売却した場合、非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。●非課税となる分配金は、NISA口座で預りする株式投資信託の分配金に限ります。●特定口座・一般口座でお預りする株式投資信託の分配金は課税となります。また、同一銘柄をNISA口座と特定口座・一般口座それぞれでお預りする場合、NISA口座での保有口数に応じた分配金が非課税となります。●NISA口座から払い出された場合の投資信託の取得価格は、払出し時の時価となります。●投資信託における分配金のうち元本戻戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。●NISA口座の利用は、新たに買付けされた投資信託が対象になります。現在、特定口座・一般口座で保有の投資信託をNISA口座へ移管することはできません。なお、NISA口座内で預りする株式投資信託に対し支払われる分配金の再投資は、その時点の非課税投資枠の範囲内でNISA口座へ受け入れられます。●異なる金融機関の間で、NISA口座内の投資信託を移管することはできません。●今後、法令・制度等が変更された場合、内容が変更となる可能性があります。**(ジュニアNISAについて)**●ジュニアNISA口座を開設しようとする年の1月1日において満20歳未満である方、およびその年に出生した方で、日本国内にお住まいの方が対象です。●ジュニアNISA口座はすべての金融機関を通じて1人につき1口座しか開設できません。また、NISA口座と異なる金融機関の変更はできません。●当行で取扱いをしているジュニアNISA対象商品は株式投資信託です。●当行で取扱いをしている投資信託はすべてジュニアNISA対象商品です。(税法上の株式投資信託のみ取扱っています)●ジュニアNISA口座内の損失は、ジュニアNISA口座以外の口座(特定口座や一般口座)で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできません。その損失の繰越控除もできません。●ジュニアNISA口座で保有している投資信託等を一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰越すことはできません。●投資信託における分配金のうち元本戻戻金(特別分配金)は、そもそも非課税でありジュニアNISAの制度上のメリットを享受できません。●ジュニアNISA口座の口座名義人が18歳まで(※)は、原則として払出すことができません。それ以前に払出す場合は、ジュニアNISA口座は廃止され、災害等の場合を除き、過去に非課税とされた配当金等や譲渡益に対して課税されます。※その年の3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで●今後、法令・制度が変更された場合、内容が変更となる可能性があります。**(個人型確定拠出年金(iDeCo)について)**●確定拠出年金は、公的年金を補完する制度であり、原則として中途脱退はできません。ただし、以下①～⑤の条件を全て満たす場合のみ脱退ができます。(平成29年1月1日以降に、加入者資格を喪失した場合)①国民年金の保険料免除者であること※②障害給付金の受給権者でないこと③通算拠出期間が1か月以上3年以下であること(企業年金等からの移換金がある場合は旧制度の加入者期間が通算されます)または個人別管理資産の額が25万円以下であること④最後に企業型確定拠出年金の加入者または個人型確定拠出年金の加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと⑤企業型確定拠出年金以下の脱退一時金の支給を受けていないこと※第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の納付免除者●原則として60歳(受取開始可能年齢)まで途中の引出しはできません。●加入から受取りが終了するまでの間、所定の手数料がかかります。特に加入から60歳までの期間が短くかつ掛金が少額の場合、受取金額が掛金合計額を下回る場合がありますので、ご注意ください。●60歳時点で通算加入者等期間(確定拠出年金の加入期間)が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受取りを開始できる年齢(受取開始可能年齢)が繰り下がります。●掛金は、原則60歳(59歳11か月目)まで拠出できます。●毎月掛金は、5,000円以上1,000円単位、毎年4月～翌年3月までの1年間で1回のみ変更できます。●氏名、住所、企業年金等の加入状況、被保険者種別等に異なる場合は、各種変更届の提出が必要となります。

●株式会社 阿波銀行 登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号 加入協会:日本証券業協会

くわしくはお近くのあわぎん窓口またはあわぎんお客さまサポートセンターまでお気軽にお問い合わせください。

あわぎんお客さまサポートセンター (サンキューハローバンク)
フリーダイヤル **0120-39-8689**
受付時間9:00～17:00 GW、年末年始等所定の休業日がございます。

(平成29年6月1日現在)